

資料 4

庁内アンケート調査の結果と対応（検討案）

余白

庁内アンケート調査実施の概要

1 調査のねらい

- この調査は、庁内の関係部署が建築物や道路、公園などの計画・設計・整備等を進める際に、施設整備マニュアルをどのように利用しているのか、記述の不明な点はないかなどを把握することを目的として実施した。
- 施設整備関係部署は、日頃から施設整備マニュアルを利用していることから、わかりにくい記述や取り上げてほしい事例などの設問構成とした。
- 調査結果は、施設整備マニュアルを改訂するにあたり、バリアフリー整備内容の分かりやすい記述や使い勝手の向上を図るために活用する。

2 調査期間

平成25年10月9日～10月25日まで

3 対象部署

対象施設	対象部署数(※)
建築物	11
交通機関の施設	5
道路	23
公園	4
路外駐車場	2
開発行為に係る施設	1
その他	3

※一部の部署で対象施設の重複あり

4 調査方法

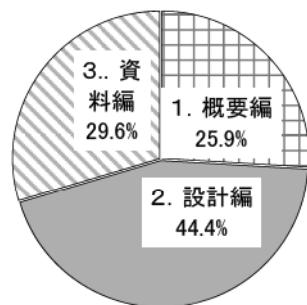
- 調査票を電子メールで配付・回収した。

5 回収率

配布数	回収数	回収率
46	28	61%

問1 よく見る項目回答 細項目

よく見る項目【編別グラフ】

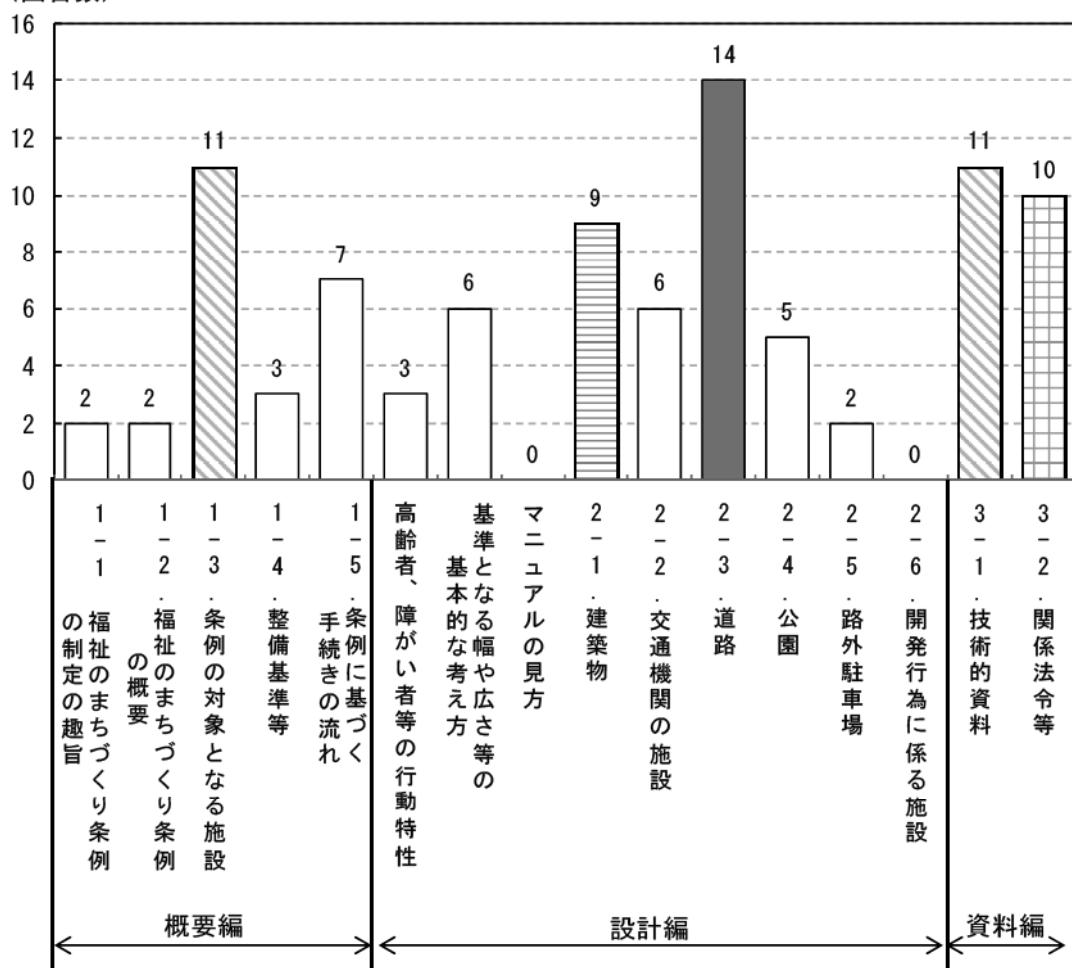


【全体】

よく見る項目のうち、編別にみると、設計編が最も多いが、概要編や資料編も3割近い部署がよく見ている。

よく見る項目【各編項目別グラフ】

(回答数)

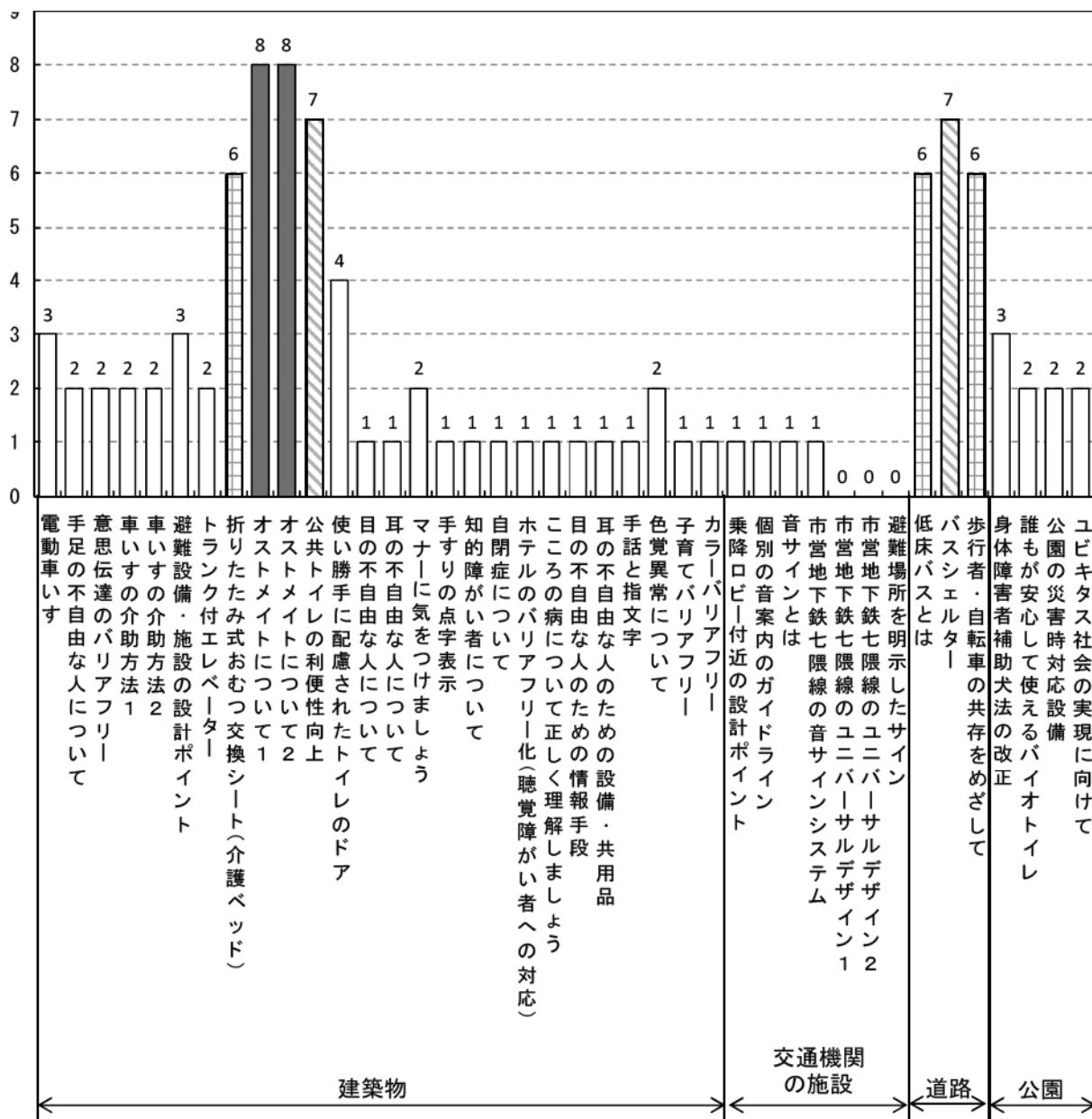


・概要編でよく見る項目は、「条例の対象となる施設」が多く、次いで「条例に基づく手続きの流れ」となっている。

・設計編でよく見る項目は、調査した対象部署数と比例して、「道路」「建築物」の順となっている。

・資料編では、「技術資料」「関係法令等」のいずれもよく見る項目となっている。

問1 コラム よく見る項目 回答数



コラムでよく見ると回答があつたうち、最も回答が多かったのは、「オストメイトトイレについて1」と「オストメイトトイレについて2」で8である。次に回答が多かったのは「公共トイレの利便性向上」と「バスシェルター」の7であり、「折りたたみ式おむつ交換シート(介護ベッド)」「低床バスとは」「歩行者・自転車の共存をめざして」の6と続く。

問2. わかりにくい記述や不明な点について

頁	区分	項目	主な内容	対応と考え方
設計編	25	共通 マニュアルの見方	整備の内容と凡例で、「〇整備基準」と「△整備が必要な事項」の違いがよく分からぬ。	[修正] 凡例を以下のように修正する。 △: 標準的な整備内容 ◆: 望ましい整備内容 (いずれも、旅客施設ガイドラインを参考とした)
	70	建築物 5. エレベーター (13. 標識の掲示)	点状ブロックの設置は義務か否かが分かりづらい。	[考え方] エレベーター乗降ロビー操作盤前の点状ブロック敷設は義務ではないが、視覚障がい者にエレベーターの呼出ボタンの位置を伝えるために敷設することが望ましい。 [追記] 建築設計標準(国)を踏まえ、記載する。
	74	6. 便所 a(福祉型便所)	多目的便所に色々と詰め込みすぎている。例えばオストメイトを分割した方が良い等、+αの知識の掲載等があると良い。	[追記] 建築設計標準(国)を踏まえ、トイレの機能分散についての考え方や整備のあり方を記載する。
	177	交通機関の施設 6. 階段 (4. 跛上げ、踏面)	「明度、色相又は彩度の差が大きい事等により…」は、具体的な表現にしてほしい	[追記] 建築設計標準(国)を踏まえ、輝度コントラストについて記載する。また、技術的資料として、明度対比例、色弱者の見え方の事例を記載する。
	223	道路 道路の主な整備箇所	11行目に追加文 臨港地区内の道路及び橋りょう(道路橋に限る)についても、平成25年4月に策定された福岡市バリアフリー基本計画におけるバリアフリー重点整備地区(博多・中央地区及び都心部地区)内の生活関連経路(道路)に限り本編の内容に沿います。	[考え方] “道路の主な整備箇所”については、生活関連経路以外にも高齢者や障がいのある人等が利用する道路(歩道)は対象になる。 [検討] 臨港地区的特殊性も勘案しつつ、港湾管理者と協議・調整して記載内容を検討する。
資料編	310	技術的資料 色の対比・輝度	「輝度比の参考」輝度比の色分けを、濃淡をつけて色分けをはっきりしてほしい	[修正] 出典を明らかにした上で、わかりやすい表示に修正する。

問3. 設備や機器の仕様、絵図などの更新または追加が必要と思われるものや、整備基準などに関する新たな取組みの事例等

頁	区分	項目	主な内容	対応と考え方
設計編	29	整備基準の考え方	増築や用途変更などを行う場合の既存施設に対する基準の適用範囲を記載してほしい。	[考え方]増築等を行った部分から道路や駐車場などに至る移動等円滑化経路等は、既存施設においても整備基準等への適合が必要となる。 [検討]バリアフリー法施行令等を踏まえ、記載の内容について検討する。
				[追記]洗浄装置と非常呼び出し装置の誤操作を防ぐため、点字表示の設置について追記する。
	74	建築物 6. 便所 a(福祉型便房)	目の不自由な方への点字表記	[検討]福祉型便房内の音声案内については、視覚障がい者へのアンケート調査も踏まえ、記載について検討する。
				[追記]視覚障がい者用に便所内の音声案内装置を設置するようにしている。盛り込んではどうか。
	176 - 178	交通機関の施設	6. 階段 踊場の誘導ブロック敷設方法を図示してほしい	[追記]旅客施設ガイドライン(国)に掲載されている敷設例を踏まえ記載する。
	232	道路	1. 歩道 <7. 標識、街路灯>	[追記]道路下水道局制定「福岡市道路照明灯整備基準」に準拠することを記載する。
	249	公園	1. 出入口 <4. 車止め柵>	[検討]基準を満たした上で、「自転車・バイク乗り入れ禁止」をわかりやすく見やすい位置に標示するなどの工夫例が考えられる。参考事例等の掲載を検討する。
コラム	294	路外駐車場	機械式駐車場(バリアフリー対応型)の基準	[検討]「機械式駐車場技術基準(公益法人立体駐車場工業会発行)」のバリアフリー対応基準の掲載について検討する。
	92	公共トイレの利便性向上	操作部の配置等	[追記]メーカーのカタログやJIS規格等を参考に配置例を記載する。

問4. 整備基準を満たすことが難しいと感じた項目

	頁	区分	項目	主な内容	対応と考え方
設計編	44	建築物	2. 廊下等 (留意事項)	物販店や飲食店の通路も廊下とみなしているが、小規模施設やビル内店舗では有効幅員を満たすことは難しい。	[考え方]基準適用とされるのは、基本的には建物の出入口から利用居室に至るまでの廊下だが、大型の物販店や飲食店などの通路も廊下と“みなし”ている。 [検討]県条例等では床面積により適用除外としている例もあることから、これらを参考に記載について検討する。
	199	交通機関の施設	11. 視覚障がい者誘導案内	陸域から浮桟橋(船の乗降場)に渡る連絡橋への誘導用ブロック設置。旅客施設ガイドラインのp.135に記載されているただし書きを反映してほしい。	[追記]波浪による影響がある場合などには点字ブロックを敷設しないことについて記載する。
	223-	道路	道路	マニュアルの内容を設計コンサル業界に周知徹底を図って欲しい。	マニュアルを改訂した際には、関係部署と連携して業界団体などへの情報発信や周知を図る。

問5. 上記以外のことでのマニュアルについて気づいた点

	頁	区分	項目	主な内容	対応と考え方
資料編	-	技術的資料	色について	明度差をつける凡例を追加してほしい。	[追記]建築設計標準(国)に記載のある、わかりやすい図を参考に記載する。
全般	-	-	仕上げの色	目の不自由な方からよく、床・壁・扉の判別がつくようにしてほしいとの要望があるので、マニュアルに加えたらどうでしょうか？	[検討]記載について検討する。

問8. その他、バリアフリーに関するご意見やお気づきの点

項目	主な内容	対応と考え方
既存施設とバリアフリー	既存施設では制約が多い。コラムなどでトイレのドアの様々な事例が掲載されていたのは参考になった。基準だけではなく、参考事例を集めた冊子やHPなどあるとよいと思います。	[検討]バリアフリーの普及促進のため、優良事例やアイデアをホームページなどで掲載していくことを検討している。
利用当事者との意見交換	意見交換の結果を他の施設を計画する際に参考にできるような情報共有の仕組みづくりも併せて検討してはどうか。	[検討]利用当事者との意見交換の結果について、情報共有できるよう検討する。